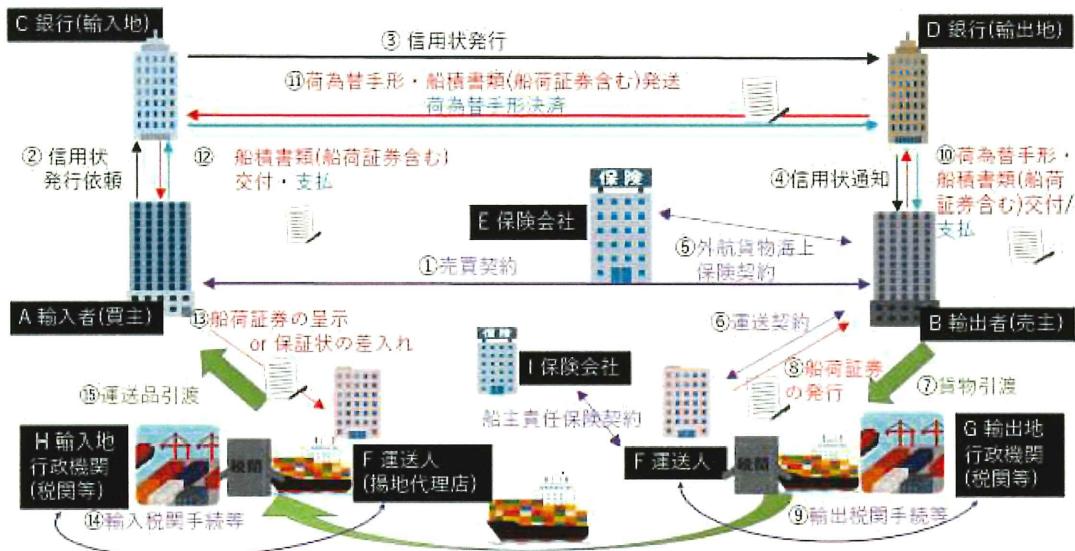


船荷証券が発行される国際海上運送のフロー



荷為替手形：「B 輸出者」が「C 銀行(輸入地)」を支払人として振り出した為替手形(振出人が、第三者(支払人)宛てて手形の受取人(所持人)に一定の期日に一定の金額を支払うことを委託する有価証券)に船積書類が添付されたもの(信用状が発行されていない場合には、「A 輸入者」が支払人となる)。受取人白地で振り出されたものを「D 銀行(輸出地)」が割引、Cに対して支払表示をする？

信用状：「A 輸入者」の取引銀行(「C 銀行(輸入地)」)が発行。「B 輸出者」が信用状条件に基づく書類を提示することで、「C 銀行(輸入地)」が「A 輸入者」に代わり、「B 輸出者」に対して代金の支払いを確約する。

保証状：運送品が輸入地に到着した時点で船荷証券が「A 輸入者」の手元にない場合に、「A 輸入者」は「F 運送人(揚地代理店)」に対して、保証状(船荷証券を第三者が持参した場合には、運送人に對して損害賠償をする旨を確約する書類。「A 輸入者」による保証加え、銀行による保証がつく場合もある。)を差し入れ、運送品を受け取ることができる。

凡例

- 船荷証券の流れ
- その他の書類の流れ
- お金の流れ
- 物の流れ
- 契約・行政手続

● 各関係者にとっての船荷証券の主要な意義

- A 輸入者(買主)：運送品受取の必要書類
- B 輸出者(売主)：運送契約の内容証明、船積証明、荷為替手形割引の必要書類
- C 銀行(輸入地)/D 銀行(輸出地)：荷為替手形の割引又は支払の担保
- E 保険会社(外航貨物海上保険契約)：保険契約との整合性確認、保険代位
- F 運送人：運送契約の内容証明、船積証明、運送品引渡義務履行時の必要書類
- G 輸出地行政機関(税関等)/H 輸入地行政機関(税関等)：輸出入申告の必要書類
- I 保険会社(船主責任保険契約)：船主責任保険契約において保険会社が引き受けけるリスク(運送契約における運送人(船主)の責任の範囲)を確認する手段

● 注記

このフロー図は、船荷証券が発行される国際海上運送のうち、最も単純かつ古典的な典型事例とされているもの（コンテナ船での運送・運送品の途中転売なし・信用状取引・CIF条件・フレイトフォワード一関与せず）を図示したものである。

実際には、以下のような場合やこれらが複合的に当てはまる場合があり得る。

- ・ FOB 条件の取引であり、「A 輸入者(買主)」が運送契約を手配する場合
- ・ 外航貨物海上保険契約について、「B 輸出者(売主)」が「E 保険会社(外航貨物海上保険契約)」との間で外航貨物海上保険契約を締結する義務を負わず、「A 輸入者(買主)」が外航貨物海上保険契約の締結をする場合
- ・ 信用状取引が利用されない場合や為替手形が利用されない場合
- ・ 運送品が途中で転売される場合（不定期船のうちバルク船やタンカーに積まれた運送品について、航海中に投機的な取引がされることがある）
- ・ 「B 輸出者(売主)」や「A 輸入者(買主)」が「F 運送人」と直接運送契約を締結するのではなく、フレイトフォワードーが荷主より貨物を預かり、自社以外の輸送業者を利用する形態で国際貨物輸送を行う場合。フレイトフォワードーは、不特定多数の荷主からの依頼に基づき貨物の輸送を引き受け、自らが荷主となって主に定期運行船の船会社と運送契約を締結する。この際に船会社からフレイトフォワードーが発行を受ける船荷証券を Master B/L と呼び、フレイトフォワードーが荷主に対して発行する船荷証券を House B/L と呼ぶ。
- ・ 「F 運送人」について、船会社が、傭船による輸送を行っており、船荷証券が傭船者ではなく、被傭船者である船主が船荷証券を発行している場合